

## 注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ①有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

保有していないため、記載を省略します。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、概ね次のとおりです。

建物 10年～50年

工作物 5年～20年

物品 4年～20年

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ①賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及び法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

##### ②退職給付引当金

職員の退職手当は、構成市町村へ退職手当積立基金負担金として支出しているため、退職給付引当金としては計上していません。

#### (5) リース取引の処理方法

##### ①オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格または見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取り扱いに準じています。

②消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

**2 重要な会計方針の変更**

重要な会計方針の変更等はありません。

**3 重要な後発事象**

(1) 主要な業務の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構等の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当ありません。

(5) その他重要な後発事象

該当ありません。

**4 偶発債務**

(1) 保証債務及び損出補償債務負担の状況

該当ありません。

- (2) その他主要な偶発債務  
該当ありません。

## 5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ②出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

- ③財務諸表の金額の表示

表示単位未満を四捨五入することにより、合計等が一致しない場合があります。

- ④利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当ありません。

- ⑤繰越事業に係る将来の支出予定額

該当ありません。

- (2) 行政コスト計算書及び純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成文及び剰余分（不足分）の内容

- ①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ②剰余分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- (3) 資金収支計算書に係る事項

- ①基礎的財政収支

98,934千円

②既存の決算情報との関連性

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上されますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	624,332千円	609,752千円
繰越金に伴う差額	—	—
剰余金処分に伴う差額	—	14,030千円
資金収支計算書	624,332千円	623,782千円

③資金収支計算書の業務活動収支と行政コスト計算書の本年度収支差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	177,808千円
投資活動収入の国県等補助金収入	—千円
未収債権、未払債務等の増減	—千円
減価償却費	△212,790千円
賞与等引当金繰入額	△252千円
徴収不能引当金繰入額	—千円
資産除売却損	—千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△35,234千円</u>